

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

岩手県人事委員会



人委職第162号
令和4年10月21日

岩手県議会議長 五日市 王 様
岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県人事委員会
委員長 渡辺 正和

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第1 報告	1
I はじめに	1
II 職員の給与に関する事項	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	1
(1) 職員の給与等の状況	1
(2) 民間給与の状況	5
(3) 物価及び生計費	7
2 職員の給与水準	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	9
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	9
4 本年の給与改定	14
(1) 給料表	14
(2) 通勤手当	14
(3) 期末手当及び勤勉手当	14
5 給与制度の改正等	15
III 公務運営に関する事項	16
1 人材の確保及び育成	16
(1) 有為な人材の確保	16
(2) 人材育成	18
2 勤務環境の整備	20
(1) 長時間勤務の解消	20
(2) 両立支援の推進	22
(3) 心身の健康管理	24
(4) ハラスメント対策	25
3 定年引上げへの対応	26
IV おわりに	26
別紙第2 勧告	27
附属資料	

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,931人であり、昨年に比べ332人（1.9%）の減少となっている。

給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で251人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	令和4年 4月	令和3年 4月	比 較 増 減	区 分	令和4年 4月	令和3年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	16,931人	17,263人	△332人	研 究 職 給 料 表	191人	187人	4人
行 政 職 給 料 表	4,702	4,711	△9	医 療 職 給 料 表 (1)	26	26	0
公 安 職 給 料 表	2,074	2,084	△10	医 療 職 給 料 表 (2)	120	120	0
教 育 職 給 料 表 (1)	3,206	3,273	△67	医 療 職 給 料 表 (3)	101	100	1
教 育 職 給 料 表 (2)	6,511	6,762	△251				

- (注) 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ）。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は43.0歳で、昨年と比べ0.2歳低くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(2)適用者の45.4歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.6歳が最も低くなっている。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	令和4年 4月	令和3年 4月	比 較 増 減	区 分	令和4年 4月	令和3年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	43.0歳	43.2歳	△0.2歳	研 究 職 給 料 表	43.5歳	43.4歳	0.1歳
行 政 職 給 料 表	40.8	40.9	△0.1	医 療 職 給 料 表 (1)	43.1	46.3	△3.2
公 安 職 給 料 表	37.6	37.7	△0.1	医 療 職 給 料 表 (2)	43.3	43.0	0.3
教 育 職 給 料 表 (1)	45.0	44.8	0.2	医 療 職 給 料 表 (3)	39.5	40.3	△0.8
教 育 職 給 料 表 (2)	45.4	45.7	△0.3				

また、年齢階層別にみると、50歳から54歳までの階層が3,242人と最も多く、次いで55歳以上の3,205人となっている。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	令和4年4月		令和3年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	16,931人	100.0%	17,263人	100.0%	△332人	－%
19歳以下	105	0.6	101	0.6	4	0.0
20歳～24歳	1,261	7.5	1,262	7.3	△1	0.2
25歳～29歳	1,836	10.8	1,801	10.4	35	0.4
30歳～34歳	1,536	9.1	1,438	8.4	98	0.7
35歳～39歳	1,389	8.2	1,455	8.4	△66	△0.2
40歳～44歳	1,846	10.9	1,955	11.3	△109	△0.4
45歳～49歳	2,511	14.8	2,711	15.7	△200	△0.9
50歳～54歳	3,242	19.2	3,284	19.0	△42	0.2
55歳以上	3,205	18.9	3,256	18.9	△51	0.0

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は387,940円であり、昨年に比べ1,275円（0.3%）の減少となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は347,964円であり、昨年に比べ1,168円（0.3%）の減少となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	令和4年4月(A)	令和3年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	387,940円	389,215円	△1,275円	△0.3%
行政職給料表	347,964	349,132	△1,168	△0.3
公安職給料表	350,280	349,509	771	0.2
教育職給料表(1)	417,442	416,484	958	0.2
教育職給料表(2)	413,890	415,789	△1,899	△0.5
研究職給料表	383,414	384,814	△1,400	△0.4
医療職給料表(1)	825,621	830,667	△5,046	△0.6
医療職給料表(2)	370,837	367,732	3,105	0.8
医療職給料表(3)	329,945	335,478	△5,533	△1.6

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は21.2年で、昨年に比べ0.1年短くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(2)適用者の23.0年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の17.0年が最も短くなっている。

給料表別平均経験年数

区分	令和4年	令和3年	比較 増減	区分	令和4年	令和3年	比較 増減
	4月	4月			4月	4月	
全給料表	21.2年	21.3年	△0.1年	研究職給料表	20.7年	20.7年	0.0年
行政職給料表	19.9	19.9	0.0	医療職給料表(1)	18.6	21.0	△2.4
公安職給料表	17.1	17.1	0.0	医療職給料表(2)	20.2	20.0	0.2
教育職給料表(1)	22.4	22.2	0.2	医療職給料表(3)	17.0	17.9	△0.9
教育職給料表(2)	23.0	23.3	△0.3				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性58.6%、女性41.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.6ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区分	令和4年4月				令和3年4月				比較増減			
	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
全給料表	9,930	58.6	7,001	41.4	10,221	59.2	7,042	40.8	△291	△0.6	△41	0.6
行政職給料表	3,194	67.9	1,508	32.1	3,259	69.2	1,452	30.8	△65	△1.3	56	1.3
公安職給料表	1,857	89.5	217	10.5	1,878	90.1	206	9.9	△21	△0.6	11	0.6
教育職給料表(1)	1,813	56.6	1,393	43.4	1,863	56.9	1,410	43.1	△50	△0.3	△17	0.3
教育職給料表(2)	2,838	43.6	3,673	56.4	2,991	44.2	3,771	55.8	△153	△0.6	△98	0.6
研究職給料表	138	72.3	53	27.7	140	74.9	47	25.1	△2	△2.6	6	2.6
医療職給料表(1)	18	69.2	8	30.8	19	73.1	7	26.9	△1	△3.9	1	3.9
医療職給料表(2)	63	52.5	57	47.5	62	51.7	58	48.3	1	0.8	△1	△0.8
医療職給料表(3)	9	8.9	92	91.1	9	9.0	91	91.0	0	△0.1	1	0.1

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.02%）であり、昨年に比べ大学卒及び短大卒は減少、高校卒は増加、中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	令和4年4月		令和3年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	13,105人	77.4%	13,373人	77.5%	△268人	△0.1%
短 大 卒	747	4.4	776	4.5	△29	△0.1
高 校 卒	3,076	18.2	3,111	18.0	△35	0.2
中 学 卒	3	0.0	3	0.0	0	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の状況

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所475（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係等54職種の2,990人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.2%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により8層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で10.9%（昨年18.8%）、高校卒で15.3%（同21.6%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で31.5%（同41.2%）、高校卒で45.2%（同38.0%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で201,530円（同190,021円）、高校卒で164,190円（同155,550円）となっている。

（附属資料 第17表及び第18表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で36.2%（昨年23.8%）、課長級では27.1%（同21.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で9.9%（同18.6%）、課長級では13.1%（同11.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同1.5%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で86.7%（同81.8%）、課長級では81.7%（同72.6%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で30.0%（同15.5%）、課長級では24.7%（同13.3%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で4.7%（同6.6%）、課長級で8.1%（同5.9%）となっている。

給 与 改 定 の 状 況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	36.2%	9.9%	0.0%	53.9%
課 長 級	27.1%	13.1%	0.0%	59.8%

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.3%	86.7%	30.0%	4.7%	52.0%	2.6%	10.7%
課 長 級	83.5%	81.7%	24.7%	8.1%	48.9%	1.8%	16.5%

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では2.3%増加し、全国では2.5%増加している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ160,810円、171,840円及び182,880円となっている。

(附属資料 第23表及び第24表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均1,015円（0.29%）下回っていた。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
349,857 円	348,842 円	1,015 円	0.29 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.38月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 (4.30月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.08月分下回っている。

民 間 に お け る 特 別 給 の 支 給 状 況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	338,428 円
	上半期 (A2)	340,299 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	744,105 円
	上半期 (B2)	743,235 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.20 月分
	上半期 (B2/A2)	2.18 月分
	計	4.38 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和3年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.5となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区 分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.5	100.0	99.9	96.8~100.4

(注) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、令和3年4月1日現在の総務省公表値である(令和4年4月の指数は未公表)。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

給 与 勸 告 の 骨 子

I 給与勸告制度の基本的考え方

- ・ 勸告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査（完了率 83.2%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921 円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049 円 平均年齢 42.7 歳〕

〔改定の内訳：俸給 818 円 はね返し分 (注) 103 円〕 (注) 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41 月 [公務の平均支給月数 4.30 月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 3,000 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 4,000 円引上げ。これを踏まえ、20 歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1 級 1.7%、2 級 1.1%、3 級 0.2%、4 級・5 級 0.0%、6 級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30 月分→4.40 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 4 年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（改定なし）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行 0.95 月）
5 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	1.00 月	1.00 月

＜実施時期＞

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開

業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、若年層について、初任給を引き上げるとともに俸給を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を1,015円（0.29%）下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の給料を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

再任用職員については、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わないことが適当である。

(2) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、県内の昨今のガソリン価格の動向等負担の実態を考慮し、手当の額について検討する必要があると考える。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.30月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.38月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.10月分を配分する。

なお、本年度は12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降は、6月期及び12月期の勤勉手当に均等になるよう配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.30月分とし、支給月数の引上げ分は勤勉手当に配分する。支給期への配分については職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ3.30月分とする。支給期への配分については職員と同様とする。

5 給与制度の改正等

(会計年度任用職員の期末手当)

前述のとおり、本委員会は、本年の期末手当及び勤勉手当について、職員の支給月数を0.10月分引き上げ、その全てを勤勉手当に配分することとしたところであるが、会計年度任用職員には勤勉手当が支給されていないことから、職員との均衡を考慮しつつ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について検討する必要があると考える。

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

新型コロナウイルス感染症の影響や、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル技術の進展など、複雑かつ多様化する行政課題に的確に対応していくためには、社会情勢の変化にアンテナを張り、創意を凝らし、自律的かつ柔軟に行動することができる人材の確保・育成が重要である。

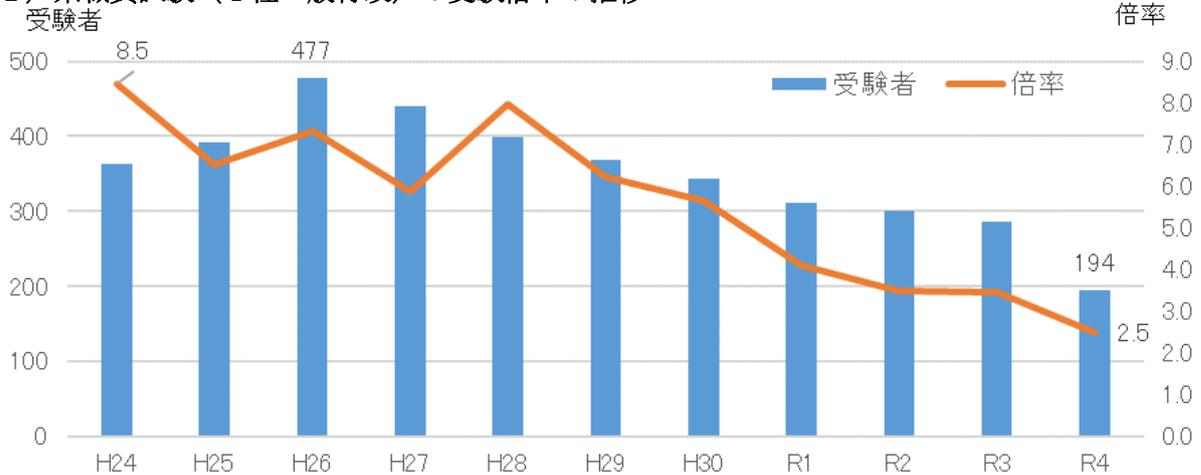
(採用試験受験者の減少)

このような人材を確保するため、本委員会では、これまで、学生等のニーズに応じ、様々な媒体を活用した広報活動による志望者の掘り起こしや、人柄や意欲などを重視する試験内容、年齢上限の引上げなどの採用試験の見直しを行ってきた。

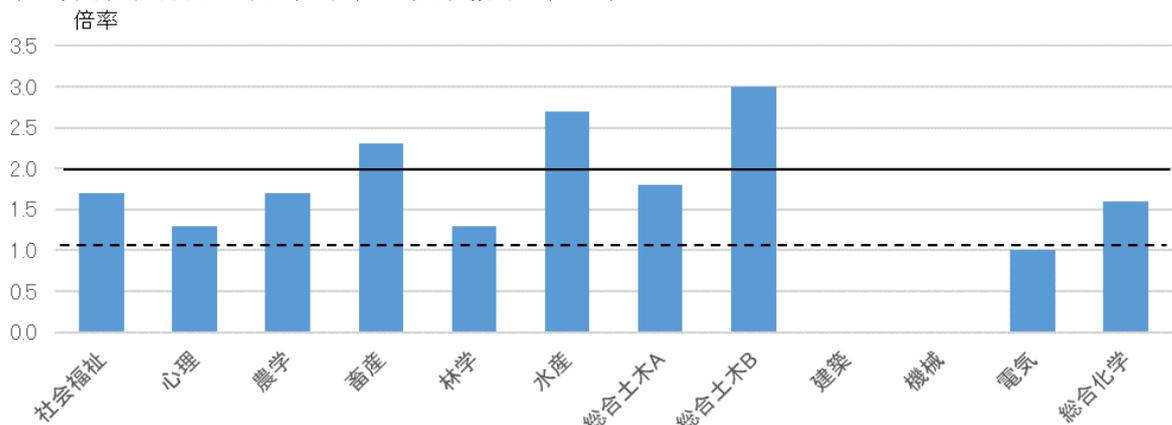
また、昨年度は、地元大学との意見交換や大学生の就職活動に関する各種調査結果等を基に、学生の就職動向を分析し、任命権者とも意見交換を行いながら、職員採用の在り方や効果的な広報活動について検討を行ってきたところである。

しかしながら、I種試験一般行政では、かつて20倍を超えることもあった受験倍率は、今年度は2.5倍にまで落ち込むなど低下傾向に歯止めがかからず(図1)、また、専門職種では、大半の職種において2倍に達していない(図2)など、県職員の志望者の減少は深刻な状況にある。

(図1) 県職員試験 (I種一般行政) の受験倍率の推移



(図2) 専門職種採用試験 (I種) の受験倍率 (R4)



(今後の取組の方向性)

今後、このような状況が継続する場合には、県の組織の適切な運営に多大な影響をもたらすことが強く懸念される。

本委員会としては、昨年度の検討を踏まえ、「民間企業の採用活動の早期化を踏まえた有為な人材の確保」、「大学におけるキャリア教育の状況を踏まえた広報活動の展開」、「専門職種を志望する学生の確保に向けた取組の展開」に重点を置き、人材確保の取組を進めていく。

ア 民間企業の採用活動の早期化を踏まえた有為な人材の確保

大学生の就職活動に関する各種調査結果によれば、学生が民間企業の内々定を得る時期は年々早期化している。また、多くの学生は、採用試験の準備に係る負担の大きさを公務員を選択しない理由に挙げている。

これらを踏まえ、一部の試験においては、民間企業を志望する学生も受験しやすい日程や内容に見直し、早期に実施できるよう執り進めるとともに、国家公務員の採用試験の見直し等を踏まえ、引き続き採用の在り方について検討していく。

イ 大学におけるキャリア教育の状況を踏まえた広報活動の展開

大学では、低学年次から業界研究を推奨する等、早い段階からキャリア教育を進めている。

この状況を踏まえ、1・2学年次の学生を対象とした広報活動を拡充するとともに、オンラインセミナーや職員募集ホームページ等、学生に訴求力の高いオンラインによる広報活動を更に充実させていく。

また、高校生を対象とした業務説明会は、就職希望者に加え、進学希望者にも、将来、公務員への志望を動機づける有効な機会となっており、実施高校の増加に向けて継続して取り組む。

ウ 専門職種を志望する学生の確保に向けた取組の展開

知事部局では、学生のOB・OG訪問の受入れを今年度から開始している。

本委員会では、「岩手県庁ナビゲータ」を活用し、専門職種について広く情報発信しているが、これらの取組の相乗効果により、専門職種の人材確保につながるよう一層の連携を図っていく。

(障がいのある職員の採用・定着)

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、任命権者においては、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を進めている。

本委員会では、採用選考の年齢上限の引上げなど、受験機会の拡大を図っており、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の更なる定着を促進するため、やりがい

を感じ、生き生きと働くことができる職場環境の整備を着実に推進していく必要があると考える。

(2) 人材育成

職員の育成は、複雑かつ多様化する行政課題、働き方やキャリア形成等に関する職員の意識の変化などを的確に捉え、体系的・計画的に推進することが重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、人材育成基本方針に基づく基本研修、選択研修、特別研修等により、新採用職員から管理監督者まで、体系的な人材育成を進めているほか、若手職員の指導を担う中堅職員の育成スキルの習得支援等にも取り組んでいる。

(任命権者への要請)

今後も、若手職員からベテラン職員まで、それまでに得た経験や培った能力を職務に十分に生かせるよう、職位に応じた研修を充実する必要があると考える。

特に若手職員が能力向上への意欲を高く持てるよう、選択研修等への参加を後押しする職場環境づくりにも取り組んでいく必要があると考える。

さらに、若手職員は、採用時や初めての異動後など、新たな業務への不安や悩みを抱えやすいことから、これらの職員を支援する取組の一層の充実を図る必要があると考える。

また、本県においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が推進される中、業務のデジタル化等に対応するため、デジタル技術の習得や知識の向上に取り組む必要があると考える。

(女性職員の活躍推進)

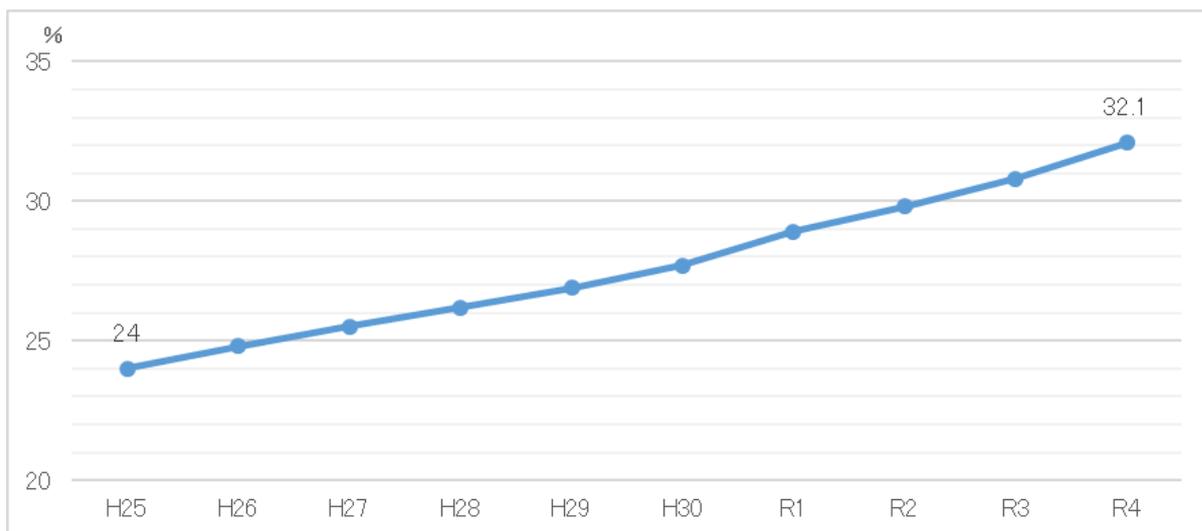
本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は、令和4年度、全体で32.1%（図3）であり、年代別に見ると若い年齢層ほど女性職員の比率が高まっている。（図4、図5）

今後も女性職員の割合は増加し、管理職に占める女性職員の割合も増加することが見込まれる。

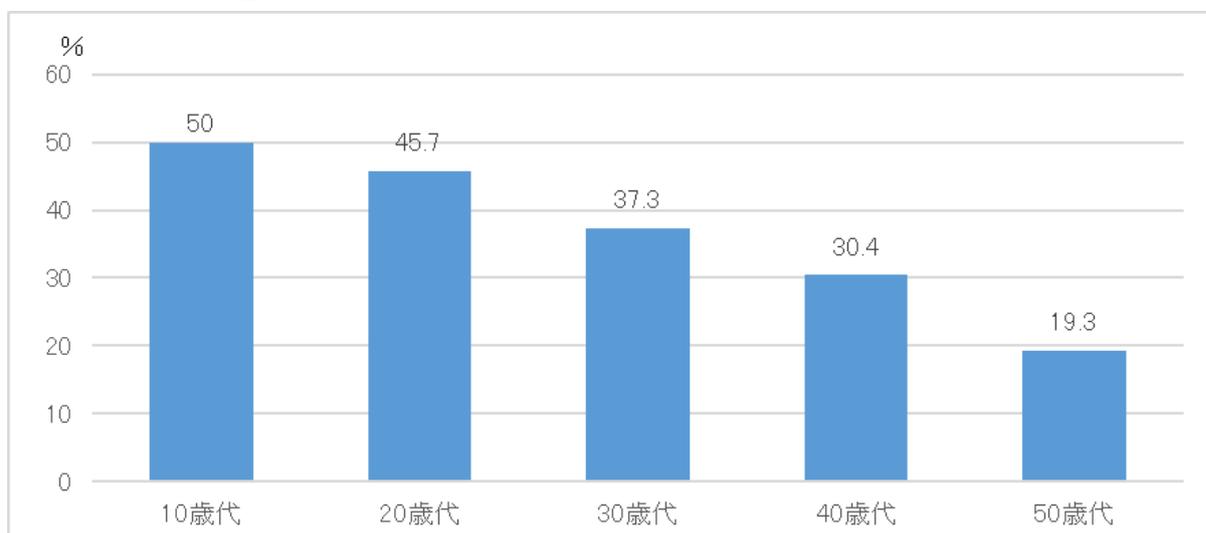
任命権者においては、女性リーダー養成やキャリア形成等に関する研修の一層の充実のほか、ジョブローテーションによる段階的な能力向上を図っていくことが望まれる。

さらに、管理職員が性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに人事配置や人材育成等を行うよう、研修等を通じて意識改革を進めていくことも重要であると考えます。

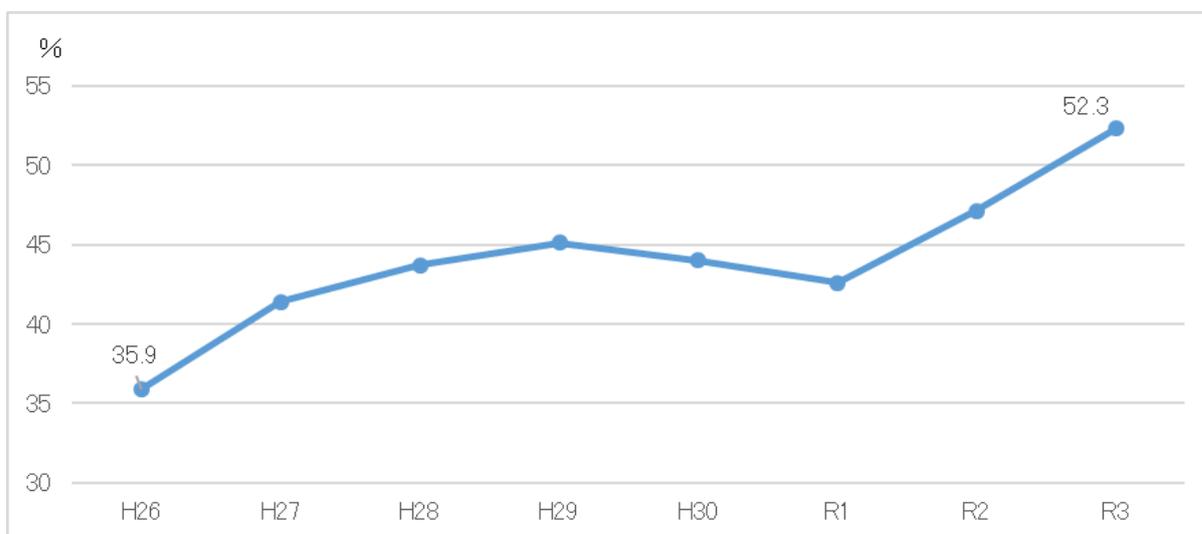
(図3) 行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移



(図4) 行政職給料表適用者に占める女性職員の割合 (R4)



(図5) 職員採用試験 (I種・II種・III種) 合格者に占める女性の割合の推移



2 勤務環境の整備

職員一人ひとりが心身ともに健康で生き生きと働き、意欲を持ってその能力を最大限発揮できる職場環境を整備することは、複雑・多様化が進む行政課題に的確に対応していくために極めて重要である。

職場環境の整備に当たっては、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向け、様々な働き方改革の取組が社会全体で進められており、公務職場においても、働き方改革を推進するための関係法令の趣旨を踏まえた適切な対応が求められている。

そのため、業務の効率化等による長時間勤務の解消や、仕事と家庭の両立支援制度の充実等による職員個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進に引き続き取り組むとともに、職員が心身の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

また、近年、本県職員の採用試験における受験者数が顕著な減少傾向にあることは前述したとおりであるが、職員が心身の健康を保ち意欲を持って職務を遂行できる環境を整備することは、公務職場の魅力を高め、多様で有為な人材の確保にもつながるものとする。

このため、次に掲げる事項に重点的に取り組む必要がある。

(1) 長時間勤務の解消

超過勤務時間や時間外在校等時間は、臨時又は緊急の必要がある場合であっても必要最小限にとどめなければならないことは言うまでもなく、そのためには、勤務時間管理や時間外勤務の上限規制などの制度の整備とともに、その適正な運用を図っていく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や、職員の働き方に係る意識改革推進等の取組を進めてきたところである。

加えて、モバイルワークや電子決裁・文書管理システムの本格運用が始まるなど、職員にとって働きやすい職場環境の整備も進められている。

また、新型コロナウイルス感染症対策の関係業務を担う部署では超過勤務時間が増嵩しているが、一方で、岩手県新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP計画）等の実行による業務の見直しや全庁での業務支援により、令和3年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間は令和2年度と同水準にとどまっている。

しかしながら、令和3年度において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、国や議会等との調整・折衝業務などの比重が高い他律的部署において若干の改善がみられた

(R 3 : 1.9%、R 2 : 2.4%) もの、それ以外の部署において増加 (R 3 : 2.9%、R 2 : 1.9%)、全体としても増加 (R 3 : 4.8%、R 2 : 4.3%) しており、改善には至っていない。

(任命権者への要請)

任命権者においては、職員の働き方改革への意識醸成を図るとともに、管理職員によるリーダーシップの下、手続の簡素化等業務の効率化や省力化を引き続き進めていく必要がある。

また、各部署においては、客観的な記録を基礎とした勤務時間管理を一層徹底していくことが求められる。

こうした取組によってもなお恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

さらに、任命権者単独では業務の合理化が難しい他律的業務については、業務に係る各方面の理解を求めていくことも必要と考える。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、これまでも任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等を踏まえた指導・助言を行ってきたところであるが、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要と考える事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むようきめ細かく支援するなど、労働基準監督機関として、事業場に対しても適切な指導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(単位：時間)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
16.3	15.7	16.1	15.5	15.5

(注) 1 医療局及び企業局の職員並びに教育委員会の教育職員を除く職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

(教育職員の長時間勤務の解消)

教育委員会ではこれまで、業務改善や長時間勤務者への産業医等による面接指導の着実な実施、部活動の在り方の検討など、長時間勤務の解消に向けた各種の取組を進めてきたところであり、令和 3 年 2 月には新たに「岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)」を策定し、時間外在校等時間の縮減や業務に対する職員の充実感等の向上を目指した具体的取組を進めている。

令和 3 年度は、教育職員 1 人当たりの月間の時間外在校等時間が大きく減少した令

和2年度からさらに減少したほか、月間の時間外在校等時間が100時間以上の教育職員も同様に減少した。

今後も、同プランに掲げる目標達成に向け、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、教育職員の長時間勤務の解消と健康の保持増進に向けた取組を一層推進していく必要がある。

(年次休暇の取得促進)

民間においては労働基準法により、労働者に年5日の年次有給休暇を取得させることが罰則をもって義務付けられている。これらの規定は、原則として公務員には適用されないものであるが、その趣旨を踏まえ、任命権者においては、引き続き年次休暇の計画的な取得を促進し、職員の健康の保持増進を図っていく必要がある。

(2) 両立支援の推進

職員の育児・介護等と仕事の両立支援に向けては、これまで子等の看護休暇の取得要件の緩和や不妊治療のための出生サポート休暇の新設など、休暇制度等の整備・拡充を逐次行ってきたところである。

また、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策の一つとして、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日からこれまで1回を原則としてきた育児休業が原則2回取得できるようになっている。

(任命権者の取組)

任命権者においては、仕事と家庭の両立や育児休業取得促進を目的とする育児支援相談窓口の設置に加え、子どもが生まれた職員に対し組織のトップである知事や警察本部長から直接メッセージを発することにより、職場全体で育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んできている。

また、職員の実情に応じた両立支援制度を利用できるようにするために重要な役割を担う管理職員に対しては、会議や研修の機会を捉え、効率的な業務の見直しも含めた意識啓発に努めている。

加えて、昨年、子育て、介護等を行う職員それぞれの事情に応じて弾力的に勤務時間の割振りを行うことができるフレックスタイム制が導入されたほか、職員ひとり一台端末のノート型パソコンへの更新や電子決裁・文書管理システムが導入されるなど、テレワークを可能とする環境整備が進められ、より柔軟な働き方が可能となったところである。

男性職員の育児休業取得率は任命権者によって差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇傾向にあり、知事部局においては令和3年度の男性職員の育児休業等取得率は97.5%と、特定事業主行動計画に掲げる目標（令和7年度 100%）の達成に向けて前進している。

(任命権者への要請)

今後も、両立支援に資する休暇やフレックスタイム、在宅勤務等の両立支援制度が広く活用されるよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容も含め職員への周知に努めるとともに、職員が必要な時にこれらを利用できる職場環境の整備等に引き続き取り組む必要がある。

(人事委員会の対応)

本年、人事院は、公務員人事管理に関する報告において、テレワークやフレックスタイム制、勤務間インターバルといった柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等を検討する旨を言及しており、本委員会としても国や他の都道府県の動向等を注視し、より柔軟な働き方の在り方を検討していく。

男女別の育児休業の取得率の推移

(単位：%)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局等	8.7	94.1	7.8	100.0	16.7	100.0	36.8	100.0	46.8	100.0
教育委員会	2.3	93.0	0.0	100.0	2.9	100.0	5.1	100.0	6.5	100.0
警察本部	—	100.0	—	100.0	—	100.0	5.4	100.0	18.8	100.0

- (注) 1 次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画実施状況に係る任命権者の公表資料から引用した。
- 2 知事部局等とは、教育委員会及び警察本部以外の任命権者の合計値である。
- 3 育児休業取得率は、各年度中に新たに取得可能となった職員が育休を取得した割合である。
- 4 教育委員会は事務局及び県立学校以外の教育機関の職員を除く数値である。
- 5 警察本部は一般職員を除く警察官の数値である。

知事部局等の男性職員の育児休業等の取得率の推移

(単位：%)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
85.7	90.5	88.3	96.5	97.5

- (注) 1 次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画実施状況に係る任命権者の公表資料から引用した。
- 2 知事部局等とは、教育委員会及び警察本部の職員を除く男性職員の育児休業等（育児休業、部分休業、育児短時間勤務、配偶者出産休暇又は育児参加休暇のいずれかを取得した者）の取得率である。

介護休暇取得者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
男 性	6	7	1	1	4
女 性	4	2	4	3	3
合 計	10	9	5	4	7

- (注) 1 知事部局及び教育委員会における介護休暇の取得者数である。
- 2 当該年度に介護休暇の取得を開始した職員の数である。

(3) 心身の健康管理

職員が仕事と家庭の両立を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、組織として職員の健康に配慮していくこと、更には経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践するという健康経営を推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェックや個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化予防を図ってきたところであり、知事部局では若年層の職員向けに、健康に関わる相談ができる関係づくりを目的とした健康交流会を実施しているほか、本年度からはストレスチェックのオンライン実施を導入し、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち、精神疾患を原因とする職員は依然として半数を超える状況が続いており、令和3年度においては、過去5年で初めて7割を超え、特に若年層職員の増加が顕著となっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化していることに伴い、職員の精神的、肉体的な疲労の蓄積やストレスの増加が懸念されている。

(任命権者への要請)

これらを踏まえ、任命権者においては、ストレスチェックの効果的な活用、長時間勤務職員に対する健康確保措置、メンタルヘルス不調者等の相談の充実に引き続き努めるとともに、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、その円滑な復帰支援のための訓練など個々の実情に応じた適切な対策を講じていく必要がある。

加えて、IT社会の進展等を背景として、ネット交流重視の環境の中で育ってきている若年層は、対人関係が希薄化しているとも言われており、若年層向けの健康交流会等の取組のほか、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、過労死等の防止の観点からも、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

長期療養者数の推移

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A. 長期療養者	119	118	149	138	141
B. うち精神疾患による長期療養者	72	67	104	93	102
B/A	60.5%	56.8%	69.8%	67.4%	72.3%

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

(4) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

このことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の職責は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、部下職員と対等なパートナーとして業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責務がある。

(任命権者等の取組)

任命権者においては、令和2年度に制定・改正したハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、研修内容を拡充し、新任管理職に対しては管理職員としてハラスメント対策の必要性を意識付けるとともに、各種研修では職員一人ひとりがハラスメント防止意識の醸成を図ることができるように取り組んでいる。

また、相談窓口の周知の強化や相談受付方法の拡充など、より相談しやすい環境を整備しながら、問題の解決にあたっている。

一方、本委員会においても、相談窓口を設置し、職員からの相談に応じており、相談件数は近年20件程度で推移しているが、令和3年度のハラスメントに関する苦情相談は相談全体の45.8%を占めている。

また、各任命権者にも、令和3年度は過去5年で最多となるハラスメントに関する相談が寄せられるようになっている。

(任命権者への要請)

任命権者においては、職員への意識啓発等のハラスメントの発生防止の対策、発生時の円滑で適切な対応のための相談窓口の強化・周知に継続して努める必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としては、任命権者に対して必要な指導・助言を行うとともに、本委員会が設置している相談窓口の周知を継続して行い、職員からの苦情相談に応じる職員のスキルアップに努め、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と連携し、的確な問題解決につなげていく。

また、ハラスメント防止に係る啓発映像の放送研修や啓発教材の貸出し等職員の意識啓発にも取り組みながら、職員一人ひとりが、明るく、生き生きと働くことのできる職場環境の実現を図っていく。

苦情相談制度における相談件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	合 計
A. 受理件数	14	22	22	20	24	102
B. うちハラスメント関係	8	7	11	13	11	50
B/A	57.1%	31.8%	50.0%	65.0%	45.8%	49.0%

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

3 定年引上げへの対応

昨年、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員についても国家公務員に準じて定年の引上げを行うとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等を導入することとされた。

本県においても、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が意欲を高めながら、その能力及び経験を最大限発揮できる環境を整備していくことは重要な課題であることから、国家公務員の制度内容を踏まえ、法が施行される令和5年4月1日までに関係する条例や規則等を整備し、対象となる職員が60歳以降に希望する働き方を選択できるよう、任用及び給与等に関する情報提供を行うなど、定年引上げの円滑な実施に向け、準備を進めていく必要があると考える。

また、定年の引上げが段階的に実施されることを踏まえ、退職者数の変動、今後の行政需要、制度完成後の職員の年齢構成等を考慮した中長期的な観点からの採用の在り方について検討を行うとともに、役職定年後の職員を含む高齢層職員が意欲を持ってその経験を生かしつつ職務に従事できるよう、任命権者は職務内容、役割、組織への配置等について引き続き検討を進め、適切に対応していく必要があると考える。

IV おわりに

今年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給については初任給及び若年層に係る給料月額引上げ改定を、特別給については勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、新型コロナウイルス感染症対策や東日本大震災津波からの復興をはじめ、県が直面する様々な課題に対し、一丸となって全力で取り組んでいると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報いるものである。

また、職員の適正な処遇の確保は、職員の働きやすい勤務環境の整備や働き方改革の推進と併せ、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保につながるとともに、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 4 年 12 月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を 1.025 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.50 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.225 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.60 月分とすること。

イ 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.475 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.175 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.575 月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,400	200,200	236,400	268,300	293,300	322,100	366,200	411,800	462,500	526,400
	2	152,500	202,000	238,100	270,100	295,500	324,300	368,800	414,200	465,600	529,300
	3	153,700	203,800	239,600	271,600	297,600	326,600	371,200	416,700	468,700	532,400
	4	154,800	205,700	241,100	273,400	299,600	328,800	373,800	419,100	471,700	535,600
	5	155,900	207,200	242,400	275,100	301,500	331,000	375,700	421,000	474,700	538,700
	6	157,000	209,000	244,000	276,900	303,500	333,100	378,300	423,400	477,800	541,000
	7	158,100	210,800	245,500	278,700	305,300	335,300	380,600	425,500	480,800	543,500
	8	159,200	212,600	247,000	280,800	306,900	337,500	383,100	427,700	483,900	546,000
	9	160,200	214,200	248,200	282,700	308,800	339,400	385,500	429,700	486,600	548,400
	10	161,700	216,100	249,700	284,700	311,200	341,600	388,300	431,800	489,800	550,200
	11	163,000	217,900	251,200	286,600	313,400	343,600	390,900	434,000	492,800	552,000
	12	164,300	219,700	252,500	288,500	315,700	345,900	393,600	436,100	495,900	553,900
	13	165,500	221,100	254,000	290,500	317,800	347,700	396,000	437,800	498,600	555,600
	14	167,000	222,900	255,200	292,300	319,900	349,700	398,300	439,600	501,000	557,100
	15	168,500	224,600	256,500	293,800	322,200	351,700	400,600	441,600	503,300	558,400
	16	170,100	226,400	257,700	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600	505,600	559,500
	17	171,200	228,100	259,100	297,000	326,200	355,500	404,800	445,600	507,700	560,800
	18	172,700	229,800	260,500	299,000	328,200	357,500	406,800	447,400	509,100	561,800
	19	174,100	231,400	261,900	301,200	330,200	359,300	408,700	449,200	510,600	562,700
	20	175,500	232,900	263,400	303,200	332,200	361,200	410,600	450,900	512,100	563,600
	21	176,800	234,200	265,000	305,100	334,000	363,100	412,500	452,700	513,300	564,500
	22	179,300	235,800	266,700	307,200	336,100	365,000	414,300	454,200	514,700	
	23	181,800	237,500	268,400	309,200	338,100	367,100	416,100	455,700	516,200	
	24	184,400	239,000	270,000	311,400	340,200	369,000	418,000	457,200	517,700	
	25	186,800	240,000	271,800	313,100	341,600	371,000	419,800	458,600	518,800	
	26	188,500	241,500	273,600	315,200	343,600	372,900	421,300	459,900	519,900	
	27	190,100	242,800	275,300	317,200	345,500	374,900	422,900	461,200	521,100	
	28	191,800	244,000	277,000	319,200	347,400	377,000	424,500	462,400	522,300	
	29	193,300	245,200	278,700	320,900	349,000	378,500	426,100	463,400	523,400	
	30	195,100	246,200	280,400	323,000	350,900	380,300	427,400	464,100	524,300	
	31	196,900	247,200	282,200	325,100	352,800	382,100	428,700	464,900	525,200	
	32	198,600	248,300	283,700	327,200	354,700	383,700	429,900	465,600	526,100	
	33	200,200	249,400	284,900	328,400	356,600	385,500	431,100	466,300	526,900	
	34	201,600	250,300	286,600	330,400	358,400	386,900	432,400	467,200	527,800	
	35	203,100	251,200	288,300	332,400	360,200	388,500	433,800	467,900	528,500	
	36	204,700	252,200	290,000	334,500	361,900	390,100	435,000	468,500	529,000	
	37	206,000	253,100	291,600	336,400	363,300	391,500	436,200	469,000	529,700	
	38	207,300	254,400	293,300	338,300	364,600	392,700	437,000	469,600	530,300	
	39	208,500	255,600	295,100	340,300	366,100	393,900	437,800	470,200	531,100	
	40	209,800	257,000	296,900	342,200	367,500	395,000	438,600	470,800	531,700	
	41	211,100	258,300	298,400	344,200	368,800	396,100	439,200	471,300	532,200	
	42	212,400	259,700	300,200	346,100	369,700	397,300	439,900	471,800		
	43	213,700	260,900	301,700	347,900	370,800	398,500	440,600	472,200		
	44	215,000	262,100	303,300	349,800	371,900	399,700	441,300	472,500		
	45	216,200	263,200	304,900	351,300	372,700	400,400	442,100	472,800		
	46	217,500	264,400	306,600	352,700	373,600	401,100	442,900			
	47	218,800	265,700	308,200	354,200	374,500	401,800	443,300			
	48	220,100	266,900	310,000	355,800	375,400	402,500	444,100			

	49	221,100	268,000	310,900	357,400	376,300	403,100	444,600		
	50	222,200	269,000	312,400	358,200	377,200	403,700	445,000		
	51	223,200	270,200	313,900	359,400	378,000	404,200	445,400		
	52	224,200	271,300	315,500	360,400	378,800	404,600	445,800		
	53	225,200	272,300	317,100	361,300	379,500	405,000	446,200		
	54	226,100	273,300	318,700	362,400	380,200	405,300	446,600		
	55	227,100	274,400	320,300	363,300	380,900	405,600	447,000		
	56	228,000	275,500	321,900	364,400	381,600	405,900	447,300		
	57	228,300	276,400	323,400	365,300	382,100	406,200	447,600		
	58	229,100	277,500	324,600	366,100	382,700	406,500	448,000		
	59	229,800	278,400	325,800	366,800	383,300	406,800	448,300		
	60	230,500	279,500	327,000	367,500	384,000	407,100	448,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	231,200	280,600	327,700	367,900	384,400	407,400	448,900		
	62	232,000	281,600	328,600	368,500	385,100	407,700			
	63	232,700	282,500	329,400	369,200	385,700	408,000			
	64	233,300	283,500	330,200	369,900	386,300	408,300			
	65	233,900	284,000	331,100	370,200	386,700	408,600			
	66	234,500	284,900	331,500	370,900	387,300	408,900			
	67	235,200	285,600	332,300	371,600	387,900	409,200			
	68	235,900	286,500	333,100	372,300	388,600	409,500			
	69	236,600	287,600	333,900	372,600	389,000	409,700			
	70	237,200	288,400	334,600	373,200	389,500	410,000			
	71	237,700	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300			
	72	238,400	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700			
	73	239,100	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900			
	74	239,700	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200			
	75	240,300	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500			
	76	240,800	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700			
	77	241,400	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900			
	78	242,100	292,700	339,000	377,700	392,700				
	79	242,800	292,900	339,400	378,300	393,000				
	80	243,300	293,300	339,900	378,800	393,300				
	81	243,800	293,500	340,300	379,300	393,500				
	82	244,500	293,700	340,800	379,900	393,800				
	83	245,100	294,100	341,300	380,400	394,100				
	84	245,600	294,400	341,800	380,700	394,300				
	85	246,100	294,700	342,100	381,100	394,500				
	86	246,700	295,000	342,500	381,600	394,800				
	87	247,300	295,300	343,000	382,000	395,100				
	88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300				
	89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500				
	90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800				
	91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100				
	92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300				
	93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500				
	94		297,500	345,700	384,900	396,800				
	95		297,800	346,200	385,300	397,100				
	96		298,200	346,600	385,700	397,300				
	97		298,500	346,800	386,000	397,500				
	98		298,800	347,200	386,500					
	99		299,200	347,600	386,900					
	100		299,600	347,900	387,300					

	101		299,800	348,200	387,600						
	102		300,100	348,600							
	103		300,500	349,000							
	104		300,800	349,400							
	105		301,000	349,900							
	106		301,300	350,300							
	107		301,700	350,700							
	108		302,000	351,100							
	109		302,200	351,600							
	110		302,600	352,000							
	111		303,000	352,300							
	112		303,300	352,600							
	113		303,500	353,100							
	114		303,700								
	115		304,000								
	116		304,400								
	117		304,600								
	118		304,800								
	119		305,100								
	120		305,400								
	121		305,800								
	122		306,000								
	123		306,300								
	124		306,600								
	125		306,900								
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	393,400	445,000	526,100

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	176,000	191,800	216,900	257,100	298,900	324,100	350,700	385,300	426,600
	2	177,700	193,500	219,000	258,900	300,700	326,400	352,900	387,500	428,400
	3	179,500	195,300	221,000	260,700	302,500	328,500	355,200	389,500	430,300
	4	181,200	197,200	223,000	262,600	304,600	330,500	357,500	391,600	432,200
	5	182,600	199,000	225,000	264,300	306,300	332,600	359,500	393,300	433,700
	6	184,500	201,100	226,800	266,100	308,200	334,400	361,600	395,300	435,400
	7	186,400	203,300	228,900	267,700	310,200	336,200	363,800	397,100	437,000
	8	188,300	205,500	230,800	269,400	312,300	337,800	366,000	398,900	438,500
	9	189,900	207,600	232,900	270,500	314,200	339,500	367,800	400,700	440,100
	10	191,600	209,900	234,700	272,000	316,400	341,800	370,000	402,700	441,800
	11	193,300	212,400	236,500	273,400	318,500	344,100	372,000	404,700	443,400
	12	195,000	214,700	238,300	274,600	320,500	346,400	374,200	406,800	445,100
	13	196,800	216,700	240,200	275,900	322,500	348,400	376,000	408,500	446,200
	14	198,800	218,600	242,100	277,200	324,500	350,500	378,200	410,700	447,800
	15	200,800	220,400	244,000	278,200	326,100	352,700	380,200	412,700	449,600
	16	202,800	222,200	245,900	279,400	327,700	354,800	382,300	414,800	451,400
	17	204,900	224,100	247,400	280,100	329,400	356,900	383,900	416,500	453,000
	18	207,100	225,800	249,200	281,500	331,700	358,900	385,900	418,200	454,800
	19	209,400	227,700	251,100	282,900	333,900	360,900	387,800	419,900	456,700
	20	211,700	229,600	252,900	284,200	336,200	363,000	389,900	421,500	458,400
	21	213,800	231,300	254,500	285,500	338,100	364,700	391,600	423,300	460,000
	22	215,600	233,100	255,800	286,500	340,100	366,800	393,700	424,900	461,700
	23	217,400	234,900	257,000	287,800	342,200	368,600	395,800	426,300	463,300
	24	219,200	236,700	258,300	289,000	344,300	370,700	397,800	427,800	465,100
	25	221,100	238,300	259,500	290,000	346,200	372,400	399,600	429,100	466,700
	26	222,800	240,100	260,700	291,600	348,300	374,400	401,600	430,500	468,100
	27	224,600	241,800	262,100	293,400	350,200	376,400	403,700	432,000	469,600
	28	226,300	243,400	263,200	295,000	352,200	378,500	405,800	433,700	470,900
	29	228,300	244,600	264,100	296,900	354,000	380,300	407,300	435,000	472,100
	30	230,100	246,400	265,100	298,800	356,200	382,400	409,100	436,700	472,800
	31	231,900	248,200	266,300	300,500	358,000	384,500	410,900	438,400	473,500
	32	233,700	250,000	267,300	302,400	360,100	386,500	412,600	440,000	474,200
	33	235,300	251,500	267,800	304,000	361,500	388,500	414,300	441,400	474,700
	34	237,000	253,000	269,000	305,700	363,500	390,600	415,800	443,100	475,500
	35	238,700	254,300	270,000	307,500	365,400	392,700	417,400	444,900	476,200
	36	240,500	255,700	271,000	309,200	367,600	394,600	418,900	446,500	476,800
	37	241,700	256,900	271,900	310,900	369,500	396,300	420,200	447,700	477,100
	38	243,500	258,200	272,800	312,600	371,600	397,800	421,800	448,600	477,800
	39	245,300	259,400	273,800	314,400	373,600	399,100	423,300	449,300	478,300
	40	247,100	260,400	274,600	315,900	375,600	400,600	424,800	450,000	478,800
	41	248,500	261,500	275,600	317,300	377,700	401,800	426,300	450,400	479,300
	42	249,900	262,600	276,700	318,800	379,800	402,900	427,600	451,000	479,700
	43	251,300	263,600	277,700	320,500	381,900	403,900	428,900	451,700	480,100
	44	252,500	264,600	278,500	322,300	383,900	404,900	430,100	452,300	480,500
	45	253,600	265,200	279,600	324,000	385,600	406,100	431,100	453,100	480,800
	46	254,700	266,300	281,100	325,900	387,300	407,300	431,800	453,800	
	47	255,700	267,200	282,400	327,800	389,000	408,400	432,600	454,300	
	48	256,500	268,300	283,800	329,600	390,700	409,600	433,500	454,800	

	49	257,200	269,100	285,500	331,000	392,100	411,000	434,000	455,400
	50	258,100	270,100	287,200	332,600	393,100	411,800	434,400	455,700
	51	259,200	271,200	288,700	334,100	394,100	412,600	434,800	456,000
	52	260,200	272,100	290,100	335,800	395,100	413,300	435,100	456,400
	53	260,800	273,100	291,600	337,300	396,400	413,800	435,400	456,800
	54	262,000	273,800	293,200	339,000	397,500	414,500	435,800	457,000
	55	262,800	274,800	294,800	340,600	398,600	415,200	436,100	457,300
	56	263,900	275,700	296,300	342,400	399,900	415,800	436,400	457,500
	57	264,800	276,700	297,700	343,400	401,200	416,500	436,700	457,900
	58	265,600	278,200	299,300	345,100	402,000	416,900	437,000	458,100
	59	266,400	279,400	301,100	346,700	402,800	417,500	437,300	458,300
	60	267,200	280,900	302,700	348,300	403,500	418,100	437,600	458,500
	61	268,000	282,400	304,100	349,900	404,000	418,500	437,900	458,900
	62	268,600	284,000	305,700	351,600	404,700	419,100	438,200	
	63	269,500	285,300	307,300	353,300	405,400	419,600	438,500	
	64	270,100	286,800	308,800	355,100	406,100	420,100	438,800	
	65	271,200	288,100	310,100	356,700	406,400	420,600	439,100	
	66	272,400	289,300	311,900	358,300	407,100	421,200	439,400	
	67	273,400	290,800	313,300	359,900	407,800	421,700	439,700	
	68	274,300	292,000	315,000	361,500	408,400	422,200	440,000	
再任 用職 員以 外の 職員	69	275,400	293,500	316,400	362,700	408,800	422,600	440,200	
	70	276,800	294,900	317,800	364,100	409,300	422,900	440,500	
	71	278,000	296,400	319,100	365,400	409,900	423,200	440,800	
	72	279,400	297,700	320,600	366,900	410,500	423,500	441,100	
	73	280,400	298,900	321,400	368,100	411,000	423,800	441,300	
	74	281,600	300,300	323,000	369,300	411,400	424,100	441,600	
	75	282,900	301,600	324,500	370,600	411,900	424,400	441,900	
	76	283,900	302,900	326,200	371,900	412,400	424,700	442,200	
	77	285,000	303,800	328,000	373,200	412,900	424,900	442,400	
	78	286,200	305,300	329,700	374,400	413,400	425,200		
	79	287,300	306,500	331,300	375,600	414,000	425,500		
	80	288,000	308,000	333,000	376,900	414,500	425,800		
	81	289,200	309,300	334,700	378,100	414,900	426,000		
	82	290,300	310,800	336,400	379,300	415,500	426,300		
	83	291,400	311,900	338,000	380,400	416,000	426,600		
	84	292,500	313,300	339,700	381,600	416,200	426,800		
	85	293,600	314,200	341,100	382,700	416,500	427,000		
	86	294,800	315,700	342,600	383,300	417,000	427,300		
	87	295,700	317,000	344,200	383,800	417,300	427,600		
	88	296,900	318,500	345,700	384,400	417,600	427,800		
	89	297,900	320,000	347,000	385,000	417,900	428,000		
	90	299,200	321,600	348,200	385,600	418,300	428,300		
	91	300,300	323,000	349,500	386,200	418,700	428,600		
	92	301,500	324,500	350,800	386,800	419,100	428,800		
	93	302,000	325,800	352,200	387,100	419,400	429,000		
	94	303,300	327,100	353,700	387,600	419,800	429,300		
	95	304,400	328,500	355,300	388,300	420,200	429,600		
	96	305,700	329,800	356,800	388,800	420,600	429,800		
	97	306,800	331,000	358,100	389,200	420,900	430,000		
	98	308,000	332,400	359,300	389,600	421,300			
	99	309,200	333,700	360,400	390,200	421,700			
	100	310,500	335,000	361,600	390,700	422,100			

101	311,700	336,400	362,700	391,100	422,400					
102	312,700	337,300	363,800	391,600	422,800					
103	313,800	338,400	364,900	392,200	423,200					
104	314,800	339,600	366,200	392,700	423,600					
105	315,600	340,700	367,400	393,000	423,800					
106	316,200	341,800	367,900	393,400						
107	316,800	342,800	368,500	393,900						
108	317,500	344,000	369,100	394,200						
109	318,000	345,200	369,700	394,500						
110	318,500	346,200	370,200	395,000						
111	319,000	347,200	370,700	395,500						
112	319,600	348,100	371,200	396,000						
113	320,400	349,000	371,600	396,300						
114	321,200	349,900	372,000	396,800						
115	321,900	350,900	372,600	397,300						
116	322,600	351,900	373,100	397,800						
117	323,200	352,900	373,500	398,100						
118	324,000	353,400	374,000	398,600						
119	324,700	354,000	374,600	399,100						
120	325,500	354,700	375,100	399,700						
121	326,100	355,000	375,300	400,100						
122	326,400	355,400	375,800	400,600						
123	326,900	355,900	376,300	401,000						
124	327,400	356,300	376,700	401,500						
125	327,700	356,700	377,300	401,900						
126		357,100	377,800							
127		357,600	378,300							
128		358,000	378,800							
129		358,400	379,100							
130		358,800	379,600							
131		359,200	380,100							
132		359,600	380,600							
133		359,800	380,900							
134		360,300	381,400							
135		360,700	381,800							
136		361,000	382,200							
137		361,300	382,500							
138		361,700	383,000							
139		362,200	383,500							
140		362,700	384,000							
141		363,000	384,300							
142		363,500								
143		364,000								
144		364,500								
145		364,800								
再任用職員	243,700	255,500	259,600	291,200	307,800	322,100	345,900	381,300	413,200	

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,800	209,200	269,800	335,100	420,600
	2	167,300	210,900	272,200	337,400	422,500
	3	168,800	212,500	274,600	339,500	424,300
	4	170,300	214,200	276,800	341,500	426,000
	5	171,900	216,000	279,200	343,600	427,500
	6	173,900	217,700	281,500	345,400	429,000
	7	175,700	219,400	283,800	347,300	430,900
	8	177,500	221,000	285,900	348,900	432,900
	9	179,200	222,800	288,000	350,600	434,700
	10	181,300	224,700	290,300	352,700	436,500
	11	183,300	226,600	292,600	354,800	438,400
	12	185,300	228,600	294,800	357,000	440,200
	13	187,200	230,100	297,200	359,100	441,900
	14	189,300	232,100	299,000	361,100	443,800
	15	191,400	234,100	300,900	363,100	445,700
	16	193,500	236,100	302,600	365,100	447,600
	17	195,800	237,900	304,500	366,800	449,300
	18	198,100	240,700	306,800	368,700	451,100
	19	200,600	243,400	309,000	370,500	452,900
	20	202,900	246,100	311,400	372,500	454,700
	21	205,300	248,700	313,600	374,100	456,400
	22	207,000	251,600	316,100	376,000	458,100
	23	208,700	254,200	318,300	377,900	460,000
	24	210,400	256,900	320,900	379,800	461,700
	25	211,900	259,200	323,300	381,100	463,400
	26	213,400	261,700	325,700	382,900	465,000
	27	215,100	264,200	327,900	384,700	466,700
	28	216,800	266,400	330,000	386,600	468,200
	29	218,300	268,900	332,100	388,500	469,700
	30	220,000	271,200	333,700	390,400	471,000
	31	221,700	273,500	335,400	392,300	472,300
	32	223,400	275,600	337,000	394,300	473,600
	33	224,800	277,700	338,800	396,000	474,800
	34	226,600	279,900	340,900	397,700	475,500
	35	228,500	282,000	343,000	399,400	476,200
	36	230,200	284,000	345,100	401,200	476,900
	37	231,700	286,300	347,200	402,400	477,500
	38	233,500	288,000	349,300	403,900	
	39	235,300	289,900	351,500	405,300	
	40	237,100	291,700	353,600	406,700	
	41	238,900	293,200	355,600	408,400	
	42	240,600	295,300	357,700	409,800	
	43	242,200	297,300	359,600	411,200	
	44	243,800	299,500	361,700	412,700	
	45	245,000	301,500	363,500	414,300	
	46	246,300	304,000	365,500	415,600	
	47	247,600	306,200	367,500	417,100	
	48	248,700	308,800	369,500	418,700	

49	250,100	311,000	371,100	420,400
50	251,500	313,500	372,900	421,900
51	252,700	315,800	374,800	423,500
52	254,100	318,000	376,800	425,000
53	255,200	320,100	378,700	426,700
54	256,400	321,900	380,500	428,200
55	257,700	323,600	382,300	429,800
56	258,700	325,200	384,000	431,400
57	260,100	327,100	385,500	433,000
58	260,800	329,200	387,100	434,500
59	261,900	331,300	388,900	435,700
60	262,900	333,400	390,600	436,900
61	264,000	335,500	391,800	438,100
62	264,900	337,600	393,200	439,400
63	266,000	339,800	394,600	440,700
64	266,800	342,000	395,900	441,900
65	268,100	343,700	397,300	443,100
66	269,600	346,000	398,500	444,400
67	271,000	348,000	400,000	445,600
68	272,600	350,200	401,400	446,800
69	273,900	352,000	402,700	448,000
70	275,200	353,900	404,000	449,200
71	276,500	356,000	405,400	450,400
72	277,800	358,000	406,700	451,600
73	278,900	359,600	408,000	452,700
74	280,100	361,500	409,400	453,300
75	281,400	363,300	410,900	453,800
76	282,400	365,200	412,200	454,300
77	283,300	367,100	413,400	454,800
78	284,300	368,800	414,600	
79	285,300	370,500	415,900	
80	286,300	372,100	417,300	
81	287,400	373,600	418,600	
82	288,700	375,100	419,800	
83	289,900	376,600	420,800	
84	291,100	378,100	422,100	
85	292,100	379,200	423,300	
86	293,200	380,600	424,500	
87	294,200	382,000	425,700	
88	295,400	383,300	426,700	
89	296,500	384,600	427,800	
90	297,600	385,900	428,800	
91	298,900	387,100	429,800	
92	300,100	388,500	430,800	
93	300,600	389,800	431,700	
94	301,600	390,900	432,500	
95	302,700	392,200	433,400	
96	303,900	393,400	434,200	
97	304,900	394,800	435,000	
98	306,000	395,800	435,400	
99	307,000	396,900	435,800	
100	308,100	397,900	436,200	

再任
用職
員以
外の
職員

101	309,000	398,800	436,600		
102	310,200	399,900	436,900		
103	311,300	401,000	437,200		
104	312,300	402,100	437,500		
105	312,900	402,800	437,800		
106	313,800	403,700	438,100		
107	314,600	404,600	438,400		
108	315,400	405,500	438,600		
109	316,300	406,300	438,800		
110	316,700	407,200	439,100		
111	317,100	408,000	439,400		
112	317,600	408,800	439,600		
113	318,200	409,400	439,800		
114	318,600	410,100	440,100		
115	319,100	410,900	440,400		
116	319,600	411,600	440,600		
117	320,200	412,200	440,800		
118	320,800	412,700			
119	321,200	413,100			
120	321,700	413,500			
121	322,200	413,900			
122	322,600	414,200			
123	323,100	414,500			
124	323,600	414,700			
125	324,200	414,900			
126	324,500	415,200			
127	324,800	415,500			
128	325,100	415,700			
129	325,300	415,900			
130	325,600	416,200			
131	325,900	416,500			
132	326,200	416,700			
133	326,400	416,900			
134	326,600	417,200			
135	326,800	417,500			
136	327,100	417,700			
137	327,400	417,900			
138	327,600	418,200			
139	327,900	418,500			
140	328,200	418,700			
141	328,400	418,900			
142	328,600	419,200			
143	328,900	419,500			
144	329,100	419,700			
145	329,400	419,900			
146	329,600				
147	329,900				
148	330,200				
149	330,400				
150	330,600				
151	330,900				
152	331,200				
153	331,400				
再任用職員	236,100	276,800	305,700	334,100	418,900

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,800	181,700	269,800	298,600	410,300
	2	167,300	183,800	272,200	301,200	411,900
	3	168,800	186,000	274,600	304,000	413,400
	4	170,300	188,200	276,800	306,500	414,900
	5	171,900	190,200	279,200	309,000	416,300
	6	173,900	192,200	281,500	311,100	417,700
	7	175,700	194,300	283,800	313,400	419,200
	8	177,500	196,500	285,900	315,500	420,800
	9	179,200	198,700	288,000	317,700	422,300
	10	181,300	201,300	290,300	320,000	423,700
	11	183,300	203,900	292,600	322,400	425,100
	12	185,300	206,600	294,800	324,900	426,400
	13	187,200	209,200	297,200	327,400	427,700
	14	189,300	210,900	299,000	329,300	429,100
	15	191,400	212,500	300,900	331,200	430,500
	16	193,500	214,200	302,600	333,300	431,900
	17	195,800	216,000	304,500	335,100	433,100
	18	198,100	217,700	306,800	337,400	434,500
	19	200,600	219,400	309,000	339,500	435,700
	20	202,900	221,000	311,400	341,500	437,000
	21	205,300	222,800	313,600	343,600	438,100
	22	207,000	224,700	316,100	345,400	439,300
	23	208,700	226,600	318,300	347,300	440,600
	24	210,400	228,600	320,900	348,900	441,900
	25	211,900	230,100	323,300	350,600	443,200
	26	213,300	232,100	325,700	352,400	444,500
	27	214,900	234,100	327,900	354,300	445,500
	28	216,400	236,100	330,000	356,300	446,600
	29	218,200	237,900	332,100	358,100	447,800
	30	219,900	240,700	333,700	359,900	448,600
	31	221,600	243,400	335,400	361,600	449,400
	32	223,300	246,100	337,000	363,500	450,300
	33	224,600	248,700	338,800	364,800	451,200
	34	226,300	251,600	340,900	366,600	451,700
	35	228,100	254,200	343,000	368,100	452,200
	36	229,700	256,900	345,100	369,900	452,700
	37	231,100	259,200	347,100	371,800	453,200
	38	232,800	261,700	349,000	373,300	
	39	234,500	264,200	351,000	374,600	
	40	236,200	266,400	352,900	376,200	
	41	237,800	268,900	354,400	377,400	
	42	239,600	271,200	356,300	378,800	
	43	241,200	273,500	357,900	380,200	
	44	242,800	275,600	359,600	381,700	
	45	244,400	277,700	361,400	383,100	
	46	245,900	279,900	363,100	384,700	
	47	247,200	282,000	364,400	386,300	
	48	248,500	284,000	366,100	387,800	

	49	249,700	286,300	367,300	389,300
	50	251,000	288,000	368,800	390,800
	51	252,400	289,900	370,400	392,300
	52	253,500	291,700	372,000	393,700
	53	254,600	293,200	373,400	394,900
	54	256,000	295,300	374,900	396,200
	55	257,000	297,300	376,400	397,300
	56	258,000	299,500	378,000	398,400
	57	259,200	301,500	379,500	399,900
	58	260,300	304,000	380,900	401,100
	59	261,400	306,200	382,300	402,300
	60	262,400	308,800	383,600	403,600
	61	263,600	311,000	384,500	404,800
	62	264,300	313,500	385,700	405,800
	63	265,200	315,800	386,900	407,200
	64	265,800	318,000	388,100	408,500
	65	266,800	320,100	389,000	409,700
	66	268,200	321,900	390,200	410,900
	67	269,400	323,600	391,200	412,100
	68	270,700	325,200	392,300	413,200
	69	272,200	327,100	393,500	414,200
	70	273,700	329,200	394,500	415,400
	71	275,000	331,300	395,600	416,600
	72	276,400	333,400	396,800	417,800
再任 用職 員以 外の 職員	73	277,200	335,500	397,800	418,400
	74	278,200	337,600	398,900	419,200
	75	279,500	339,800	400,100	419,900
	76	280,500	342,000	401,200	420,400
	77	281,700	343,700	402,100	420,700
	78	282,700	345,700	403,000	421,100
	79	283,900	347,400	404,000	421,500
	80	284,800	349,200	405,000	422,000
	81	286,000	351,000	405,800	422,300
	82	286,800	352,800	406,600	422,700
83	287,800	354,200	407,300	423,100	
84	288,900	356,100	408,100	423,400	
85	289,800	357,300	408,800	423,700	
86	290,700	358,900	409,600	424,100	
87	291,400	360,400	410,300	424,500	
88	292,400	361,900	411,100	424,800	
89	293,400	363,200	411,700	425,100	
90	294,300	364,500	412,400	425,400	
91	295,200	366,000	412,900	425,700	
92	296,000	367,400	413,600	425,900	
93	296,300	368,900	414,000	426,100	
94	297,000	370,200	414,400		
95	297,700	371,500	414,700		
96	298,600	372,700	415,000		
97	299,400	373,700	415,300		
98	300,200	374,700	415,600		
99	301,000	375,700	415,900		
100	301,700	376,700	416,100		

101	302,600	377,700	416,300
102	303,100	378,700	416,600
103	303,600	379,700	416,900
104	304,100	380,700	417,100
105	304,300	381,500	417,300
106	304,700	382,400	417,600
107	305,000	383,300	417,900
108	305,200	384,300	418,100
109	305,400	385,100	418,300
110	305,600	386,100	418,600
111	305,900	387,100	418,900
112	306,200	388,200	419,100
113	306,400	388,800	419,300
114	306,600	389,700	419,600
115	306,800	390,600	419,900
116	307,100	391,500	420,100
117	307,400	392,300	420,300
118	307,700	393,000	
119	308,000	393,800	
120	308,300	394,600	
121	308,500	395,200	
122	308,700	396,000	
123	308,900	396,700	
124	309,200	397,400	
125	309,500	398,000	
126		398,700	
127		399,300	
128		399,900	
129		400,600	
130		401,200	
131		401,700	
132		402,200	
133		402,500	
134		402,800	
135		403,100	
136		403,400	
137		403,700	
138		404,000	
139		404,300	
140		404,600	
141		404,900	
142		405,200	
143		405,500	
144		405,800	
145		406,000	
146		406,300	
147		406,600	
148		406,800	
149		407,000	
150		407,300	
151		407,600	
152		407,800	

	153		408,000			
	154		408,300			
	155		408,600			
	156		408,800			
	157		409,000			
再任用職員		227,200	273,500	300,800	327,300	408,800

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,700	200,500	287,200	336,500	392,300
	2	152,800	203,100	289,600	338,700	395,200
	3	154,000	205,600	291,900	340,700	397,800
	4	155,100	208,100	294,300	342,600	400,700
	5	156,200	210,600	296,600	344,300	402,800
	6	157,500	212,900	298,500	346,100	405,500
	7	158,800	215,200	300,500	347,700	408,200
	8	160,100	217,500	302,200	349,000	411,000
	9	161,100	219,600	304,100	350,700	413,500
	10	162,900	221,900	306,500	352,700	416,100
	11	164,500	224,400	308,800	354,800	418,800
	12	166,100	226,700	311,300	356,800	421,700
	13	167,500	228,800	313,400	358,800	424,300
	14	169,400	231,200	315,900	360,700	427,000
	15	171,300	233,700	318,300	362,500	429,800
	16	173,400	236,100	321,000	364,400	432,500
	17	175,000	238,300	323,400	366,100	435,100
	18	177,100	241,200	325,700	368,100	437,700
	19	179,200	244,100	327,700	369,800	440,200
	20	181,200	247,000	329,700	371,800	442,800
	21	183,400	249,500	331,800	373,300	445,400
	22	185,600	252,300	333,400	375,300	448,000
	23	187,800	254,800	334,900	377,000	450,600
	24	190,000	257,500	336,300	379,000	453,100
	25	192,000	260,000	338,200	380,400	455,400
	26	194,300	262,500	340,100	382,100	457,700
	27	196,400	264,800	341,900	384,000	460,200
	28	198,500	266,900	343,700	385,900	462,700
	29	200,600	269,400	345,700	387,600	465,200
	30	202,100	271,500	347,400	389,600	467,800
	31	203,900	273,500	348,900	391,500	470,300
	32	205,700	275,500	350,600	393,400	472,800
	33	207,500	277,200	351,800	395,000	475,100
	34	209,400	279,200	353,200	396,800	477,500
	35	211,300	281,200	354,500	398,400	480,000
	36	213,200	283,100	356,100	400,300	482,500
	37	214,700	285,000	357,300	401,500	484,900
	38	216,700	286,100	358,700	403,000	487,400
	39	218,600	287,300	359,900	404,400	489,900
	40	220,500	288,500	361,300	405,800	492,400
	41	222,300	289,700	362,000	407,200	494,700
	42	224,200	290,400	363,100	408,500	496,900
	43	226,100	291,000	364,300	410,000	499,100
	44	228,100	291,800	365,400	411,700	501,400
	45	229,800	292,500	366,600	413,100	503,100
	46	231,700	293,600	367,800	414,300	504,600
	47	233,500	294,700	369,100	415,900	506,200
	48	235,300	295,800	370,200	417,500	507,700

再任 用職 員以 外の 職員	49	236,900	297,000	371,300	418,800	509,400
	50	238,800	298,200	372,600	420,200	510,800
	51	240,500	299,200	373,900	421,800	512,300
	52	242,100	300,100	375,200	423,200	513,800
	53	243,400	301,200	375,900	424,600	514,900
	54	245,100	302,300	377,000	426,000	516,100
	55	246,700	303,500	377,900	427,400	517,300
	56	248,200	304,400	378,900	428,800	518,500
	57	249,500	304,900	379,700	429,900	519,400
	58	250,700	305,700	380,500	431,200	520,400
	59	251,600	306,700	381,200	432,600	521,400
	60	252,500	307,600	381,900	434,000	522,400
	61	253,500	308,500	382,500	434,800	523,600
	62	254,400	309,600	383,200	435,700	524,500
	63	255,300	310,800	384,100	436,700	525,200
	64	256,200	311,900	385,000	437,600	525,900
	65	257,100	312,700	385,600	438,500	526,700
	66	258,100	313,800	386,400	439,300	527,500
	67	258,900	314,700	387,200	439,900	528,300
	68	259,500	315,700	388,100	440,700	529,100
	69	260,300	316,700	388,700	441,100	529,800
	70	261,600	317,700	389,400	441,700	530,600
	71	262,900	318,800	390,100	442,200	531,400
	72	264,100	319,900	390,800	442,700	532,200
	73	265,400	320,400	391,500	443,200	532,900
	74	266,800	321,500	392,100		
	75	268,100	322,600	392,700		
	76	269,100	323,700	393,400		
	77	270,100	324,800	394,100		
	78	271,200	325,800	394,700		
	79	272,400	326,700	395,300		
	80	273,300	327,600	395,900		
	81	274,500	328,700	396,500		
	82	275,700	329,500	397,100		
	83	276,900	330,200	397,700		
	84	278,000	331,000	398,300		
	85	279,100	331,500	398,800		
	86	280,100	332,100	399,400		
	87	281,200	332,600	399,900		
	88	282,200	333,100	400,600		
	89	283,000	333,400	401,000		
	90	284,200	333,900	401,500		
	91	285,200	334,400	402,000		
	92	286,400	334,900	402,700		
	93	287,300	335,200	403,100		
	94	288,400	335,600	403,600		
	95	289,400	336,100	404,100		
	96	290,400	336,600	404,800		
	97	290,700	337,100	405,200		
	98	291,600	337,600	405,700		
	99	292,300	338,100	406,200		
	100	293,200	338,600	406,900		

	101	294,100	339,100	407,300		
	102	294,800	339,600			
	103	295,500	340,100			
	104	296,200	340,600			
	105	296,900	341,200			
	106	297,400	341,500			
	107	297,900	342,000			
	108	298,500	342,400			
	109	298,700	342,900			
	110	299,100	343,400			
	111	299,400	343,900			
	112	299,700	344,300			
	113	300,000	344,800			
	114	300,300	345,200			
	115	300,600	345,700			
	116	300,900	346,100			
	117	301,200	346,600			
	118	301,600	347,000			
	119	301,900	347,400			
	120	302,300	347,800			
	121	302,600	348,200			
再任用職員		219,400	261,000	286,000	328,800	387,800

医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	253,600	338,400	400,400	471,700
2	256,100	341,400	403,300	474,000
3	258,600	344,200	405,900	476,200
4	261,100	347,100	408,600	478,500
5	263,300	349,800	411,000	480,700
6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,400	193,100	228,800	254,600	284,600	329,900	374,400
	2	157,800	194,800	230,400	255,700	286,500	331,900	377,200
	3	159,200	196,400	232,000	256,900	288,600	334,200	379,800
	4	160,600	198,000	233,600	258,200	290,700	336,400	382,500
	5	161,900	199,500	235,000	259,400	292,800	338,200	384,900
	6	163,700	201,000	236,600	260,700	294,900	340,400	387,600
	7	165,400	202,600	238,100	261,800	296,800	342,400	390,300
	8	167,000	204,100	239,800	262,800	298,800	344,700	393,000
	9	168,600	205,800	240,700	264,100	300,600	346,500	395,100
	10	170,300	207,500	242,100	264,800	302,600	348,600	397,400
	11	171,900	209,100	243,500	265,700	304,200	350,700	399,700
	12	173,800	210,800	244,600	266,500	305,800	352,800	401,900
	13	175,200	212,200	246,100	267,600	307,800	354,300	404,000
	14	177,000	213,800	247,400	268,700	309,700	356,400	406,000
	15	178,900	215,400	248,700	270,000	311,900	358,300	408,000
	16	180,700	217,100	250,000	271,100	313,900	360,300	410,100
	17	182,600	218,500	250,800	272,600	315,900	362,100	412,000
	18	184,200	220,100	252,000	274,300	317,900	364,100	414,000
	19	186,000	221,800	253,100	276,000	320,000	366,200	415,900
	20	187,800	223,500	254,200	277,700	322,200	368,200	418,000
	21	189,300	224,800	255,600	279,500	324,000	370,000	419,800
	22	190,800	226,300	256,400	281,200	326,000	372,000	421,400
	23	192,300	227,800	257,300	282,900	327,800	374,100	423,100
	24	193,900	229,300	258,200	284,500	329,800	376,200	424,600
	25	195,500	230,500	259,300	286,200	331,500	377,700	426,100
	26	196,800	231,900	260,400	287,900	333,500	379,500	427,400
	27	198,300	233,200	261,500	289,800	335,500	381,300	428,700
	28	199,700	234,400	262,700	291,400	337,500	383,000	430,000
	29	201,200	235,600	264,100	292,800	338,800	384,800	431,300
	30	202,400	236,900	265,700	294,400	340,600	386,300	432,500
	31	203,700	238,500	267,300	296,000	342,300	387,900	433,800
	32	205,100	239,800	268,900	297,700	344,200	389,700	434,900
	33	206,500	240,800	270,200	299,500	345,900	391,000	436,100
	34	207,900	242,100	271,900	301,200	347,700	392,300	437,300
	35	209,200	243,000	273,500	303,000	349,600	393,600	438,500
	36	210,600	244,200	275,100	304,800	351,400	394,800	439,700
	37	211,700	245,600	276,500	306,100	353,200	395,900	441,000
	38	213,000	246,600	278,000	307,800	355,000	397,100	441,800
	39	214,300	247,800	279,700	309,300	356,600	398,200	442,200
	40	215,700	248,900	281,100	311,000	358,300	399,400	442,900
	41	216,800	250,000	282,300	312,700	359,500	400,200	443,400
	42	218,000	250,900	283,700	314,400	360,600	401,000	443,800
	43	219,200	251,800	285,200	316,000	361,800	401,800	444,300
	44	220,400	252,600	286,700	317,700	363,000	402,600	444,700
	45	221,500	253,700	288,300	318,600	364,200	403,000	445,100
	46	222,600	255,000	290,000	320,000	365,000	403,600	445,500
	47	223,600	256,300	291,700	321,600	366,300	404,100	445,900
	48	224,600	257,600	293,300	323,200	367,400	404,500	446,200

	49	225,500	259,100	294,500	324,600	368,400	404,900	446,500
	50	226,500	260,500	296,100	325,900	369,400	405,200	446,900
	51	227,400	261,700	297,400	327,100	370,400	405,500	447,200
	52	228,300	262,900	299,100	328,400	371,400	405,800	447,500
	53	228,600	263,900	300,400	329,500	372,200	406,100	447,800
	54	229,400	265,200	301,900	330,500	373,000	406,400	
	55	230,000	266,500	303,300	331,600	373,900	406,700	
	56	230,800	267,700	304,800	332,700	374,800	407,000	
	57	231,500	268,500	305,800	333,200	375,300	407,300	
	58	232,200	269,700	307,000	334,100	376,100	407,600	
	59	232,800	270,900	308,200	334,900	377,000	407,900	
	60	233,400	272,000	309,700	335,800	377,800	408,300	
再任 用職 員以 外の 職員	61	234,100	272,900	311,000	336,600	378,200	408,500	
	62	234,700	274,000	312,200	336,900	378,900	408,800	
	63	235,400	275,100	313,500	337,500	379,600	409,100	
	64	236,100	276,200	314,700	338,200	380,300	409,400	
	65	236,700	277,100	316,100	338,800	380,700	409,600	
	66	237,400	278,200	316,900	339,500	381,300		
	67	238,100	279,100	317,700	340,200	382,000		
	68	238,800	280,200	318,500	340,900	382,600		
	69	239,400	281,200	319,100	341,600	383,000		
	70	240,000	282,200	319,800	342,100	383,500		
	71	240,600	283,300	320,500	342,700	384,000		
	72	241,100	284,400	321,200	343,400	384,500		
	73	241,700	285,000	321,900	343,700	385,100		
	74	242,400	285,700	322,100	344,300	385,600		
	75	243,100	286,200	322,700	344,800	386,200		
	76	243,600	287,000	323,300	345,400	386,800		
	77	244,100	287,900	323,900	345,900	387,300		
	78	244,600	288,500	324,400	346,400	387,800		
	79	245,100	289,100	324,900	346,900	388,400		
	80	245,400	289,700	325,400	347,300	388,900		
	81	245,700	290,400	326,000	347,600	389,200		
	82	246,000	290,900	326,500	347,900	389,700		
	83	246,300	291,300	326,900	348,300	390,100		
	84	246,600	291,700	327,400	348,600	390,500		
	85	246,900	291,900	327,900	349,100	390,900		
	86		292,100	328,300	349,400	391,400		
	87		292,300	328,500	349,700	391,800		
	88		292,500	328,900	350,000	392,200		
	89		292,900	329,300	350,400	392,600		
	90		293,100	329,700	350,700	393,100		
	91		293,300	330,100	351,100	393,500		
	92		293,500	330,500	351,400	393,900		
	93		293,900	330,800	351,800	394,300		
	94		294,100	331,000	352,100	394,800		
	95		294,300	331,400	352,400	395,200		
	96		294,600	331,700	352,700	395,600		
	97		295,000	332,000	353,000	396,000		
	98		295,300	332,300	353,400			
	99		295,500	332,600	353,800			
	100		295,800	332,900	354,200			

	101		296,100	333,100	354,800			
	102		296,300	333,400	355,200			
	103		296,500	333,800	355,600			
	104		296,800	334,000	356,000			
	105		297,100	334,200	356,500			
	106			334,400				
	107			334,800				
	108			335,000				
	109			335,200				
	110			335,600				
	111			336,000				
	112			336,400				
	113			336,600				
再任用職員		190,400	217,200	245,700	259,200	284,600	325,700	368,300

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	171,300	198,700	245,700	268,000	290,900	333,100
	2	172,700	200,600	247,500	268,900	292,600	335,200
	3	174,300	202,600	249,300	269,800	294,200	337,200
	4	175,700	204,500	251,200	270,700	296,000	339,400
	5	177,100	206,600	252,600	271,300	297,600	341,400
	6	178,600	208,700	253,900	272,300	299,400	343,600
	7	180,100	210,900	255,000	273,000	301,100	345,700
	8	181,600	213,000	256,300	273,900	302,900	347,800
	9	182,800	215,000	257,100	275,000	304,600	349,300
	10	184,500	216,400	258,000	275,600	306,200	351,300
	11	186,200	217,900	258,900	276,600	307,500	353,200
	12	187,700	219,100	259,700	277,600	308,800	355,300
	13	189,100	220,500	260,900	278,600	310,300	357,200
	14	191,100	221,900	261,900	279,600	312,000	359,300
	15	193,100	223,400	262,700	280,700	313,800	361,400
	16	195,100	224,600	263,600	281,800	315,600	363,400
	17	197,200	226,000	264,100	283,100	317,300	365,400
	18	199,200	227,500	265,000	284,300	318,900	367,500
	19	201,200	229,100	265,800	285,300	320,600	369,600
	20	203,200	230,600	266,600	286,500	322,400	371,700
	21	205,200	231,700	267,500	288,000	323,800	373,400
	22	207,200	233,400	268,200	289,600	325,300	375,500
	23	209,300	235,100	269,100	291,000	326,800	377,700
	24	211,400	236,700	269,900	292,300	328,300	379,700
	25	213,000	238,000	271,000	293,400	329,700	381,700
	26	214,300	239,800	271,800	295,000	331,100	383,300
	27	215,500	241,500	272,700	296,700	332,700	385,200
	28	216,800	243,200	273,700	298,200	334,300	387,100
	29	218,100	244,800	274,900	299,200	335,400	389,000
	30	219,200	246,200	276,100	300,700	336,900	390,700
	31	220,500	247,500	277,600	302,100	338,300	392,600
	32	221,600	248,600	278,900	303,600	339,800	394,400
	33	222,900	249,700	280,500	305,000	341,400	396,100
	34	224,200	250,800	281,900	306,500	342,900	397,800
	35	225,500	251,700	283,100	308,100	344,600	399,700
	36	226,800	252,700	284,300	309,700	346,100	401,400
	37	228,000	253,400	285,800	311,100	347,800	403,000
	38	229,400	254,400	287,000	312,500	349,400	404,700
	39	230,700	255,300	288,400	313,900	350,900	406,500
	40	232,100	256,300	289,700	315,500	352,500	408,300
	41	233,000	256,700	290,700	317,000	353,700	409,800
	42	234,400	257,600	292,000	318,400	355,300	411,400
	43	235,700	258,400	293,300	319,800	356,800	412,900
	44	237,100	259,100	294,700	321,400	358,200	414,200
	45	238,300	260,000	296,000	322,200	359,800	415,300
	46	239,800	260,700	297,400	323,600	360,800	416,400
	47	241,100	261,600	298,900	325,000	362,300	417,500
	48	242,400	262,400	300,500	326,500	363,600	418,700

	49	243,300	263,200	301,600	327,600	365,000	420,000
	50	244,400	264,100	302,900	329,000	366,500	421,100
	51	245,400	265,000	304,100	330,300	367,800	422,400
	52	246,400	266,000	305,500	331,600	369,200	423,500
	53	247,100	267,100	306,900	333,100	370,700	424,700
	54	248,100	268,400	308,200	334,500	371,900	425,700
	55	249,100	269,700	309,600	335,900	373,000	426,800
	56	250,000	271,000	311,100	337,200	374,200	427,900
	57	250,700	272,400	311,900	338,100	375,300	429,000
	58	251,700	273,900	313,100	339,400	376,200	429,500
	59	252,300	275,300	314,300	340,600	377,300	430,100
	60	253,100	276,700	315,700	341,900	378,300	430,500
	61	253,900	278,000	316,800	343,000	378,900	431,100
	62	254,700	279,400	318,100	344,000	379,700	431,600
	63	255,500	280,800	319,400	345,200	380,500	432,000
	64	256,300	281,900	320,600	346,500	381,300	432,500
	65	257,000	283,000	322,000	347,600	382,000	433,200
	66	257,700	284,300	323,300	348,800	382,700	433,600
	67	258,600	285,600	324,600	350,000	383,500	433,900
	68	259,300	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200
	69	260,100	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600
	70	260,900	289,600	327,700	353,100	385,400	
	71	261,800	291,100	328,800	354,200	386,100	
	72	262,800	292,500	329,700	355,400	386,700	
	73	264,100	293,500	331,000	356,200	387,400	
	74	265,400	294,900	331,700	357,300	387,900	
	75	266,500	296,100	332,900	358,400	388,600	
	76	267,700	297,400	334,100	359,500	389,100	
	77	268,600	298,900	335,200	360,200	389,500	
	78	269,600	300,200	336,400	361,000	390,100	
	79	270,800	301,400	337,500	361,800	390,600	
	80	271,800	302,700	338,700	362,500	390,900	
	81	272,700	303,200	339,800	363,100	391,200	
	82	273,600	304,400	340,900	363,600	391,700	
再任	83	274,600	305,500	341,900	364,200	392,100	
用職	84	275,500	306,700	343,000	364,700	392,400	
員以	85	276,300	307,800	344,000	365,300	392,700	
外の	86	277,200	309,000	345,000	365,900	393,200	
職員	87	278,100	310,300	345,900	366,500	393,700	
	88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100	
	89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400	
	90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800	
	91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300	
	92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700	
	93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100	
	94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500	
	95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000	
	96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400	
	97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800	
	98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200	
	99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700	
	100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100	

101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600
102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000
103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500
104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900
105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300
106	293,700	324,600	357,200	375,600	
107	294,200	325,100	357,600	376,100	
108	294,700	325,600	357,900	376,600	
109	294,900	326,000	358,400	377,300	
110	295,200	326,400	358,900	377,700	
111	295,400	326,700	359,400	378,200	
112	295,800	327,000	359,900	378,700	
113	296,100	327,400	360,400	379,300	
114	296,300	327,800	360,900		
115	296,700	328,200	361,400		
116	297,000	328,500	361,800		
117	297,300	328,700	362,200		
118	297,600	329,000	362,600		
119	297,900	329,400	363,100		
120	298,400	329,600	363,600		
121	298,700	329,800	364,000		
122	299,100	330,100	364,500		
123	299,400	330,400	365,000		
124	299,800	330,700	365,500		
125	300,000	330,900	365,900		
126	300,200	331,200			
127	300,500	331,600			
128	300,900	331,800			
129	301,100	332,100			
130	301,400	332,300			
131	301,800	332,700			
132	302,200	332,900			
133	302,400	333,200			
134	302,700	333,600			
135	303,100	334,000			
136	303,400	334,400			
137	303,600	334,700			
138	303,900	335,100			
139	304,300	335,500			
140	304,600	335,900			
141	304,800	336,200			
142	305,200	336,600			
143	305,600	336,900			
144	305,900	337,300			
145	306,100	337,600			
146	306,300	338,000			
147	306,600	338,400			
148	307,000	338,800			
149	307,200	339,100			
150	307,400	339,500			
151	307,700	339,900			
152	308,000	340,300			

	153	308,400	340,600				
	154	308,600					
	155	308,800					
	156	309,100					
	157	309,400					
	158	309,800					
	159	310,100					
	160	310,400					
	161	310,800					
	162	311,100					
	163	311,400					
	164	311,700					
	165	312,100					
	166	312,400					
	167	312,700					
	168	313,000					
	169	313,400					
再任用職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100

別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	460,000
3	521,000
4	601,000
5	699,000
6	798,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	335,000
2	370,000
3	398,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	379,000
2	426,000
3	476,000
4	538,000
5	613,000
6	716,000
7	837,000